

令和7年度 第2回特別職報酬等審議会 会議録

- 1 日 時 令和7年10月30日（水）午後3時から午後4時30分
- 2 場 所 守山市役所 3階 33会議室
- 3 出 席 者 中川郁男委員（守山市自治連合会会長）【会長】
大崎裕士委員（守山商工会議 所会頭）【職務代理】
石田佳寿委員（レーク滋賀農業協同組合経営管理委員会営農経済委員会委長）
大谷加代子委員（守山市民生委員児童委員協議会副会長）
川那邊守雄委員（社会福祉法人守山社会福祉協議会会长）
日下部純子委員（守山市女性人材バンク（行政運営分野））
高崎誠志委員（公益社団法人守山青年会議所理事長）
西川展世委員（守山市女性人材バンク（環境経済分野））
村瀬国雄委員（株式会社滋賀銀行守山支店兼守山北支店支店長）
山川貴之委員（連合滋賀第3区地域協議会議長代行）
事務局（高橋総務部長、森野総務部次長、中吉人事課長、金沢人事課参事、
大永人事課係長、前田）
- 4 欠 席 者 なし
- 5 傍 聴 者 なし
- 6 諮問事項 第1号 市長、副市長および教育長の給料の額について
第2号 行政委員会委員の報酬の額について
- 7 審議内容 以下のとおり

発言者	発言内容
事務局	[開会 午後3時] (委員全員出席) 【開会あいさつ】
事務局	それでは、これから議事進行につきましては、会長であります 中川 様にお願いいたします。
会長	それでは、資料の説明について、事務局より説明を求めます。
事務局	【資料1・別紙1に基づき説明】
会長	では、事務局より説明のあったことについて、委員のみなさんのご意見をお願いいたします。
委員	前回の会議では、市長の成果なのか立場なのかどちらを考慮するのかはつき

	りしなかつたが、今回提示いただいた資料ではつきりしたと思います。労連も次年度に向けて引き上げの動きがあるなか、今回のタイミングで引き上げる方がよいと考えます。他市の状況と比べても違和感がないように感じました。
委員	協議事項の進め方として、まずは3役の報酬を議論しているのでしょうか。あるいは、行政委員の委員報酬についても議論しているのでしょうか。
事務局	3役と行政委員については、分けて議論したいと考えています。まずは、3役の報酬についての議論をお願いいたします。
委員	資料で、前回の様々な意見をまとめていただきましたが、私自身は前回と同様に今は引き上げる時期ではないと考えています。そのようななか、事務局案としては再度改定という意見が出されています。特別職は任期のある職で、任期を務めれば退職手当が支給されます。報酬は責任、成果によって決めるべきと考えます。社会保険料や物価が高騰し、手取りが少なくなっているなどの状況もあるなか、やはりこのタイミングでは、引き上げるべきではないと考えています。
事務局	前回の会議で様々なご意見をいただいたなか、本市の人口上昇等を含めた社会情勢、特別職の報酬を長らく改定できていないこと、また、近隣市の特別職の報酬が引き上げ傾向にある状況を鑑みたなか、事務局として、一般職の給料改定率とは離れていますが、3%の改定率で提示をさせていただきました。
委員	前回、物価高騰等を改定理由のひとつとして挙げられていましたが、今回の資料で改定理由を示していただいたので、理解できました。ちなみに、県内他市や類似団体との比較で順位を示していただいているが、今後もこの順位を重視し検討されるということでしょうか。 仮に、3%引き上げたとしても、類似団体との比較では順位は大きく変わらないと思います。また、3役間で順位に差があるのも気になります。
事務局	厳密に順位のみを重視しているわけではありませんが、参考にはしています。また、3役間のバランスは必ずしも一致するものではないと考えています。報酬額の改定については、3役同時に改定することが前提であり、教育長のみ改定するという対応はこれまでから行っていませんし、今後も考えていません。
委員	前回、時期がよくないのではという意見を出しました。任期期間中の実績に

	対し報酬を考えるべきという意見がありました、それについても同感します。ちなみに、条例などで報酬審議会は毎年開催すべきとなっているのでしょうか。
事務局	毎年開催すべきという規定はありません。
委員	改定の時期としてはタイミングが悪いと思います。市民感情としては、前宮本市長から市政を引き継いで市を引っ張っていただいているが、不祥事などがあったなか、改定するにしてもタイミングをずらした方がよいのではないかという意見は今も変わっていません。
事務局	3役の報酬については、任期を重ねられ、成果をあげられたなか、報酬を改定するものとは考えていません。例えば、選挙を行い市長が交代となつたために報酬額を改めることはしません。あくまでも職責に応じた金額という考え方になります。また、今回この時期に審議会を開催した経緯としては、長年報酬額を改定できていなかつたためございます。
委員	増額改定することはやぶさかではありませんが、ただタイミングの問題という意見です。財政力指数が良いと言われておりますが、令和6年度の経常収支は県内で3番目に悪い結果になっています。今後、起債の返還や人件費の増加など、財政状況が厳しくなることが想定されるなか、特別職の報酬を引き上げるタイミングとしてはよくないと思います。 これは全会一致で意見が求められているのですか。
事務局	多数決を採るものとは考えておらず、本審議会の総意として方向性がまとまればと考えています。
委員	事務局案の3%改定にするとして、本審議会であった議論を付帯意見としてつけていただいてはどうかと考えます。
委員	特別職の報酬改定が、前回は平成16年とありますが、審議会の開催回数はこれまでに何回ありましたか。
事務局	平成16年の改定以降は、最後に審議会を開催させていただいたのは平成28年が最後となります。
委員	様々な意見が出ていますが、時期的なものを考えて、長らく改定できていない現在の状況を踏まえると改定すべきだと思います。答申をまとめるにあたり、次回の審議会はいつ開催するのが適正か、事務局としての意見をお聞きした

	いと思います。
事務局	市長・副市長の任期が4年であることを踏まえると、中間年である3年目、遅くとも4年目には審議会を開催するのが適正だと思います。
委員	引き上げには賛成です。タイミングの話もありますが、むしろ今が引き上げのタイミングと考えます。20年以上改定されておらず、物価も上がっており、職員の給料も上がっている。また、特別職として、職員の責任も負っているなか、今後、素晴らしい人材に市長として来ていただくためにも増額すべきと考えます。物価や職員との均衡もあると思いますが、人口が2割も増えていっているのに20年間報酬が増えていないことを踏まえると、今がタイミングだと思います。
委員	市長には、職員を束ねる責任、監督責任があります。会長の采配に一任しますが、これまでの意見は付帯意見として残していただきたいと思います。
会長	他にご意見はありますか。 では、事務局案のとおり、3役の報酬については、3%増額改定でまとめさせていただきます。付帯意見については事務局でまとめていただきたいと思います。 では、続いて、行政委員の報酬について、事務局より説明を求めます。
事務局	【別紙2に基づき説明】
委員	資料には月額と日額があるが、一律3%増額とするのか、それぞれ別の率で改定するのかどちらでしょうか。また、国民健康保険運営協議会委員に参考とありますが、補足説明をお願いします。
事務局	この審議会は、行政委員会委員の報酬についてご議論いただく場です。参考として挙げている国民健康保険運営協議会は、附属機関であり行政委員会ではありません。ただ、附属機関の委員の報酬については議論する場がなく、行政委員会委員の報酬を見直しにあわせ、見直したいと考えています。参考ですが、国民健康保険運営協議会委員については、平成4年から報酬額は変わっておりません。地域で活躍されている方の報酬も適切に改定・見直しを行っていくという意味で、資料に含めさせていただきました。
委員	委員もご活躍されていると思うので、情勢に応じて増額改定する検討をされてもよいのではと思います。

委員	附属機関の委員の報酬は、他の委員に与える影響もあると思います。例えば、社協の一部委員では、附属機関の委員の報酬を参考に市の半分程度を負担しているものもあります。増額改定には賛成で、福祉部門、例えば民生委員や福祉協力委員はなり手が不足するなか、ボランティアとして活動されている方も多いので、そういう方を含め引上げた方が良いと考えます。
委員	現在は、報酬ではなく活動費のような扱いになっていますが、行政からの働きかけで行政委員が働きやすい環境にしていただきたいです。民生委員は活動しやすくやりがいはありますが、このような形でも、もっと認めていただけるとよいと思います。
委員	教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会の報酬については、平成16年度に特別職の報酬を引き下げて見直した際に、同様に下げたという認識でよいでしょうか。
事務局	そのとおりです。
委員	農業委員は定数が多く、役割自体を軽視しているわけではありませんが、現状、農業者はどんどん減っています。昔は、農業を生業としている方がたくさんいらっしゃり、本業の農業があるなかで農業委員として活動せねばならず多忙だったと思います。現在は農業者が激減しているなか、特別職を改定するから、農業委員も同じく改定というように同じベースで考えるべきなのでしょうか。個人的には、改定の必要はないと思います。
事務局	農業委員については、今後、定数を見直す方向性であるとお聞きしております。また、報酬についてはこれまでから特別職の改定に合わせ、改定を行っています。
委員	行政委員も様々な役割を担っていることに納得はできますが、特別職とは同列で考えなくてもよいのではと思います。
委員	選挙管理委員会は、選挙がないときもいろいろと活動しておられるのでしょうか。どの委員会がどんな活動をしているかと1件ずつ見ていくときりがありませんが、選挙の実施有無で年によって月額を変動させるのかという話になると思います。
事務局	月額のものについては、委員別に報酬額と活動量に乖離があるかもしれません、教育委員会は、毎月定例会が開催されており、議案確認や教育行政のチェックをしていただいている。農業委員会は、農家の方が減っているの

	で委員の見直しを検討されておられます。農地転用にかかる審議等を行つていただいています。選挙管理委員会は、おっしゃるとおり、選挙実施の有無で活動量は変わります。ただし、選挙の有無にかかわらず定例の活動はされておられますので、その職責に応じ、どのような年でも同じ額を支給する形となっています。
会長	他にご意見はありますか。 では、行政委員も3%増額改定でまとめたいと思います。 改定後の金額は、令和8年4月1日以降に適用でよかったです。
委員	異議なし。
事務局	【答申書案確認】 【答申】